

# 袋井市監査委員事務局職員の障がい者活躍推進計画

(計画期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間)

袋井市監査委員事務局

## 目 次

<b>1 計画概要</b>	1
<b>2 袋井市監査委員事務局における障がい者雇用に関する課題</b>	1
<b>3 採用に関する目標</b>	1
<b>4 取組内容</b>	1
(1) 障がい者の活躍を推進する体制整備	
(2) 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
(3) 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(4) その他	

## 1 計画概要

機 関 名	袋井市監査委員事務局
任命権者	袋井市代表監査委員
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）

## 2 袋井市監査委員事務局における障がい者雇用に関する課題

袋井市監査委員事務局においては、職員総数が3人(令和2年4月1日時点)の小規模な機関であり、職員は袋井市からの出向のため、独自の職員採用は行っておらず、組織的な体制整備は特段行っていない。今後、障がい者である職員が在籍することを想定し、体制整備や各種取り組みが必要であるため、本計画を策定し、障がい者の活躍の推進に向けた取り組みを行う。

## 3 採用に関する目標

障がい者雇用の推進に関する理解を促進することを目標とする。

## 4 取組内容

### (1) 障がい者の活躍を推進する体制整備

ア 障害者雇用推進者として袋井市総務課長を選任する。

イ 障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障がい者である職員の相談窓口を袋井市総務課職員いきいき係に設置し、相談先について職員に周知する。

### (2) 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出

障がい者である職員から相談があった場合は、能力や希望も踏まえ、関係機関に相談しつつ、職務の選定及び創出、通院への配慮、働き方等について検討を行う。

### (3) 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

相談窓口への相談のほか、定期的実施している人事評価面談の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。

なお、措置を講じるに当たっては、障がい者である職員からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。

#### **(4) その他**

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場を拡大できるよう努める。

障害者就労施設等を対象とした調達を実施し、その内容や調達先施設等を広げ、毎年度の調達額について、過去実績の最大値以上を目指す。